

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第二十八号

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任規則（昭和五十一年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

二十一 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）附則第二条第一項の規定による届出を受理すること。

### 附則

この規則は、平成三十年三月十五日から施行する。